

私立高等学校等

費支援

年収700万円未満の世帯まで 授業料が実質無償化 異 456,000円

多子世帯で年収800万円未満の世帯まで 授業料が実質無償化 異 456,000円

※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除 く)が3人以 Fいる世帯

非課税世帯まで 入学金が実質無償化 🚆 210,000円

返還不要。申請をお忘れなく。





学費補助金

神奈川県 高校生等 奨学給付金

年収に関わらず、リーフレットの内容を よく、ご確認ください。お申込みは高校入学後!

発行/お問合せ | 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話:045-210-3793(直通) 受付時間:平日8:30~12:00、13:00~17:15

所得区分の確認方法

🔼 年収に関わらず、全員確認してください

手元に「住民税に基づく基準額」がわかるものをご用意ください。

〈マイナンバーカードをお持ちの方〉

マイナポータル 「わたしの情報」 で 確認してください。

〈マイナンバーカードをお持ちでない方〉

課税証明書(市町村で発行)・納税通知書のいずれかをご用意ください。

※ 課税証明書は「調整控除の額を記載」する形で申請してください。

1 市町村民税の「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除の額」を確認します。

1. 課税標準額(課税所得額)の確認方法

体化皿切官 电影闪1		
課税標準額		
総所得	00000 m	
上記以外の課税所得金額	00000 m	

課税証明書 記載例2

課税標準額 ○○○○○P

point!

市町村により様式が異なります。課税標準額が摘要欄や欄外 に記載されることもあります。

2. 調整控除の額の確認方法

市町村によっては、申出がある場合にのみ記載するところもあるので、「調整控除の額」を記載して発行するように申請してください。摘要欄、備考欄等に記載されることがあります。

参老	【特別徴収税額通知書の場合

※特別徴収税額通知書では「調整控除の額」が確認できません。課税証明書又はマイナポータルで確認してください。

2 1 で確認した課税標準額、調整控除の額を用いて以下の計算をします。 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 計算結果が「304,200円」未満ですか?

(政令市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。)

はい

└── いいえ 対象外です

■ 保護者等・生徒ともに神奈川県在住、かつ生徒は県内の私立高等学校等に在学していますか?

, はい

→ いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

4 2の計算結果が227,100円未満ですか?

いいえ

4 15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯ですか?

はい

, はい

→ いいえ ①[高等学校等就学支援金]の対象です

①「高等学校等就学支援金」 ②「学費補助金」の対象です。

補助額は2の計算結果によって異なります。詳しくは各制度の説明ページをご覧ください。

B 生活保護世帯・住民税非課税世帯になりそうな方は確認してください

1 「県民税・市町村民税所得割の合計額」を確認します。 保護者等の「県民税・市町村民税所得割の合計額」が0円、または、生活保護世帯ですか?

↓はい

└→ いいえ ③「神奈川県高校生等奨学給付金」の対象外です

2 保護者等は神奈川県在住ですか?

、はい

└→ いいえ お住まいの都道府県にお問合せください

③「神奈川県高校生等奨学給付金」の対象です。

各制度の補助額

世帯年収等によって補助額が異なります。利用できる制度を確認してください。



※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯

①「高等学校等就学支援金」と②「学費補助金」の授業料補助額の合計が学校の授業料を超える場合、 超えた金額は支給されません。



イメージ (例:590万円未満の世帯の場合) 授業料 く 支援金+補助金

申請の方法

高校等に入学後、学校を通じて申請します。

※申請の具体的な方法は、学校を通じてご案内します。

- 申請後、高校等や神奈川県での審査を経て、 就学支援金や学費補助金が学校へ交付されます。
- 学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。 学校によって、いったん授業料を納め、後日補助金等を 返還する場合がありますので、詳細は学校に直接お問い合わせください。





「高等学校等就学支援金」

●国の制度 ●返済不要

お申込み

新1年生	2・3年生	
4月/6月頃(2回)	6月頃	

	①高等学校等就学支援金		
年収の目安	所得区分 令和4年度の「市町村民税の課税標 準額×6%-市町村民税の調整控除 の額」※1	授業料補助	
生活保護	(令和4年1月1日時点で生活保護)	396,000円	
非課税~ 590万円未満	154,500円未満	(通信制297,000円)	
590万円~ 910万円未満	304,200円未満	118,800円	

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の 状況にかかわらず安心して勉学に打ち込め るよう、授業料を補助する制度です。

- ▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。 県外の私立高等学校等に通う場合は、その都道府 県に申請します。
- ▶ 授業料補助額が学校の授業料を超える場合、超 えた額は支給されません。

	支給される額 ――	上限 →
高等学校等就学支援金	300,000円	96,000円は 支給されません
学校の授業料	300,000円	_

イメージ(例:590万円未満の世帯の場合) 授業料 < 支援金

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じます。 年収はあくまで目安です。令和 4 年 4 月~6月分の授業料補助については、令和 3 年度の税額で判定します。



「学費補助金」

●県の制度 ●返済不要

□ 6月頃 □ 6月頃 三 6月頃 □ 6月頃 □ 6月頃

	②学費補助金		
年収の目安	所得区分 令和4年度の「市町村民税の課税標準額× 6%—市町村民税の調整控除の額」※1	授業料補助	入学金補助 (1回のみ)
生活保護	(令和4年1月1日時点で生活保護)		210.000円
非課税	(「県民税・市町村民税の所得割額の 合算額」が0円)※2	60,000円 (通信制159,000円)	(上限額)
270万円~ 590万円未満	154,500円未満	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
590万円~ 700万円未満	203,100円未満	337,200円	100.000円
700万円~ 750万円未満	227,100円未満	74,400円	(上限額)
多子世帯 750万円未満	227,100円未満	337,200円	
750万円~ 800万円未満	251,100円未満	対象外	
多子世帯 800万円未満	251,100円未満	337,200円	ᆉᅀᆔ
800万円~ 910万円未満	304,200円未満	対象外	対象外
多子世帯 910万円未満	304,200円未満	74,400円	

私立高等学校等に在学する生徒の保護 者等の経済的負担を軽減するため、入 学金·授業料を補助する制度です。

- ▶ 生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内 設置の私立高等学校等に通う生徒が対象と なります。
- ▶ 対象校はホームページをご覧ください。

http://www.pref.kanag awa.jp/docs/v3e/jyose i/gakuhisien/index.html



お申込み 全学年

- ※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じます。 年収はあくまで目安です。
- ※2 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」では判定しません。
- ※3 多子世帯とは 15歳以上 23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯です。

非課税世帯、生活保護(生業扶助) 受給世帯が対象です。



「神奈川県高校生等奨学給付金」

全学年

お申込み 7月~12月頃

●県の制度 ●返済不要

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者に対して、授業料以外の教育費負担 を軽減する制度です。

- ▶ 令和4年7月1日現在、私立高等学校等に在学しており、生活保護(生業扶助)を受けてい る世帯、または、保護者全員の令和4年度の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円 (非課税)である世帯が対象です。
- ▶ 家計急変により、非課税相当となる世帯に対する給付があります。
- ▶ 新入生に対する一部前倒し給付があります。(申請は4月以降)

3 神奈川県高校生等奨学給付金			
(令和4年7月1日時点で生活保護の生業扶助を受けている)			52,600円
	全日制・	中学生を除く15歳以上23歳未満の 扶養している兄弟姉妹がいる第1子、またはいない	134,600円
非課税	定時制 の学校 	中学生を除く15歳以上23歳未満の 扶養している兄弟姉妹がいる第2子以降	152,000円
		通信制・専攻科の学校	52,100円

申請時期は 令和4年7月1日以降 毎年申請が必要です!



県内 の学校

▶申請書は学校が配付。 ▶申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。

〈申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます〉

▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。(令和4年6月下旬以降更新予定)

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syouga kukyuuhukinn.html



申請書HP

令和4年6月下旬以降、私学振興課助成グループにご連絡ください。

- ▶ 申請書に記入し、在籍する学校に提出。
- 学校は、学校使用欄(申請書裏面)に記載・押印ののち申請者に返還。
- ▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。

HPから取得できない場合には、申請書を郵送いたします。

〈申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます〉

その他の制度

緊急支援補助金 ○返済不要

令和4年の年間所得が、解雇、倒産、 長期療養などで急変したとき

支給条件

- 生徒と保護者が共に県内在住であり、県内設置の私立学校に在学して
- 令和3(2021)年4月~令和4(2022)年12月の間に主たる生計維 持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定 等の、家計急変事由が生じたこと
- 令和4年の年間所得が、令和3年の年間所得より減少していること
- 令和4年の年間所得が基準額未満であること
- ※ 神奈川県の学費補助金との併用はできません。また同じ事由で2回申請 することはできません。

- 授業料(年額) 396,000円(通信制297,000円)
- ※ ただし、上記の金額から高等学校等就学支援金受給額を控除した金額が 支給額となります。

由込手続

- 令和4年12月頃 学校へ申請書を提出
- ※締め切りは学校ごとに異なります。

学び直し支援金 ○返済不要

高等学校等を中途退学し、再び高等学校等に入学された方 高等学校等就学支援金の受給期間(前学校の在学期間を含め36月/通信 制は、48月)が終了した後も、「学び直し支援金」を申し込むことにより、卒 業するまでの間の最長2年間(全日制は1年間)「学び直し支援金」を受ける ことができる制度です。

- 高等学校等就学支援金対象校に在学していること
- 2014年4月以降に再入学され、令和4年度中に就学支援金の受給 期間が終了になる方

支 給 額

- 授業料(年額) 297,000円/118,800円
- 申込手続
- 学校へ申請書を提出

そのほか、貸付制度のご案内

学費支援を必要としている方に対し、貸付の制度も数多くあります。無利子と有利子の制度があります。 それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。



無利子の制度 -

「神奈川県高等学校奨学金」

各学校の奨学金担当者、または

神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

制度内容

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に 奨学金の貸付けを行う制度

貸付対象

- ●県内に在住し、県内の高等学校等*に在学する者
- *(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- ●保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の高等課程に在学する者

応募要件

●保護者*の年収の合計が910万円未満程度である者

*(同一生計の父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人)

貸付内容(私立)

貸付額

▶ 新1年生:月額1万円、2万円、3万円、4万円、5万円から選択

▶2年生以上:月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択

(2年生以上で、4万円では学資が不足する場合、月額に1万円 の加算をする制度があります)

貸付方法

●7月下旬(4~9月分) ❷10月下旬(10~12月分) ❸1月下旬(1~3月分) に本人が指定した金融機関口座に振込みます

迈環方法

開始:卒業後6か月経過した後から。 返還期間:貸付期間の4倍以内の期間

猶予: 進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除:一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

申込手続

募集案内、願書等の入手方法:学校で担任の先生などから。または神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/

- ●連帯保証人が2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。
- ※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。各学校が定める期限までにお申込みください。
- 年度途中で奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時受付を行います。

「交通遺児育英会奨学金」

公益財団法人 交通遺児育英会 TEL:0120-521286 (フリーダ・イヤル) https://www.kotsuiji.com/

制度内容

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け 貸付対象

●保護者等が道路における交通事故で死亡したり、 著しい後遺障害で働けない場合

「母子父子寡婦福祉資金」

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)

町村にお住まいの方〉県の各保健福祉事務所

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/

制度内容

扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援 助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う 制度

貸付対象

母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

「生活福祉資金」(教育支援資金) ※一部有利子社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 TEL:045-534-6082

http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke _kyoiku.html

制度内容

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付 貸付対象

● 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

有利子の制度 -

「国の教育ローン」

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL:0570-008656 または TEL:03-5321-8656 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html 制度内容 入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資

①「高等学校等就学支援金」、②「神奈川県高校生等奨学給付金」、上記の「神奈川県高等学校奨学金」は、公立高等学校にも同様の制度があります。



